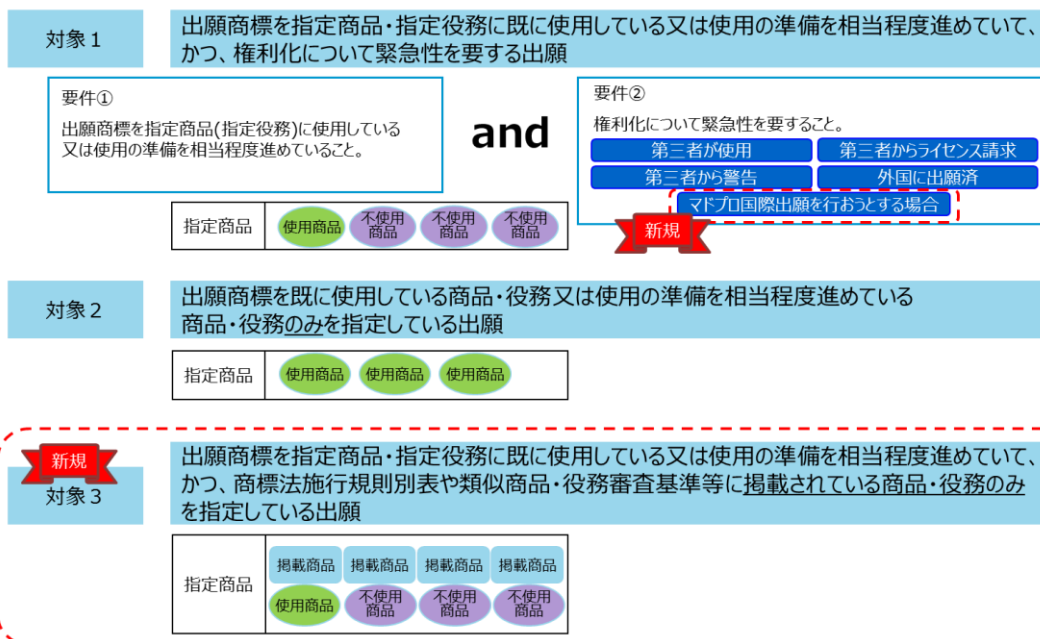


商標早期審査の対象となる出願



※1 マドリッド協定議定書について

マドリッド協定議定書は、海外で商標登録を行おうとする際に、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録を受けることにより、指定した国においてその保護を確保できることを内容とする条約です。

この条約の利用により、従来の各国別の出願制度に比べ、簡単な手続でスピーディーに世界各国で商標の保護を求めることができ、また経費の節約や手続の一括化などの多くのメリットがあります。

http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_shutugan2/index.html

